

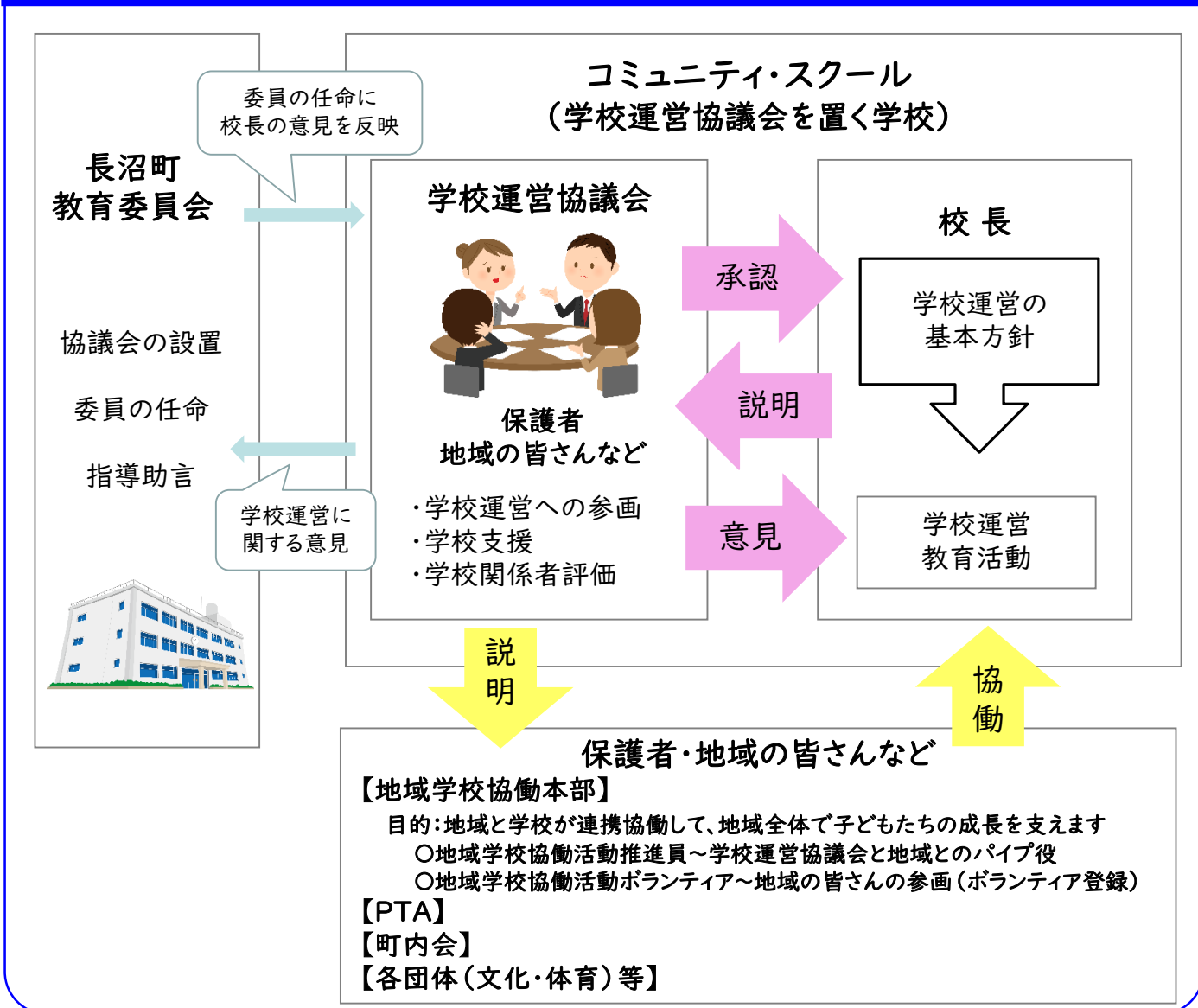
地域とともにある学校づくり 長沼町のコミュニティ・スクール

長沼町教育委員会では、これまで以上に学校と保護者、地域の皆さんが一体となって地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるため、令和2年度から小中学校に長沼町コミュニティ・スクールを導入しました。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

コミュニティ・スクールのイメージ (長沼町教育委員会では、小中学校で1つの学校運営協議会を設置)



コミュニティ・スクールは、学校と地域の皆さんが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

【学校運営協議会の主な役割】

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる。



学校運営協議会に3つの機能を取り入れます。

学校運営への参画	学校が抱える諸課題について話し合う場(熟議)を持ちます。 これまでスクールバスの乗車指導、長期休業中(夏・冬休み)の学習支援、高校受験に向けた面接試験の練習、職場体験など様々な諸課題を熟議し学校のサポートに取り組みました。
学校支援	従来から子供たちのために各学校や地域で行われている地域学校協働本部を基盤として、地域の特色をいかした多様な取組等を行います。
学校関係者評価	学校の自己評価の関係者評価を行い、学校運営に反映させます。

「地域学校協働本部」の機能

- ①コーディネート機能(学校と地域の連絡調整、ボランティアの確保等)
- ②多様な活動(より多くの地域住民の参画による特色のある取組の推進)
- ③継続的な活動(多様な活動の継続的・安定的実施)

学校運営協議会の構成

学校(校長)とともに行動する委員を教育委員会が委嘱又は任命します。

- 構成委員 17名以内
(例)保護者、地域住民(高校生含む)、コーディネーター、校長、教職員等
- 任期は2年(再任可)
- 月に1回程度開催



学校運営協議会部会構成

長沼町学校運営協議会は、規則に必要な部会を置くことができるものと定めております。

地域とともにある学校づくりにより得られる成果

